

自治体史編さんの歩みと史料保存

八王子市史編さんのスタートにあたって

総合政策部市史編さん室主任 杉田 博

はじめに

先の『八王子市史』（以下『市史』と略称）刊行から相当の年月が流れ、市民の間でも新たなる市史の編さん気運が盛り上がりつつあった（注1）。また、市制90周年を迎えた平成18（2006）年に行われた市制100周年を見据えた新しい市史編さんと公文書館整備を求める議会質問（注2）に対して、黒須隆一市長は、前向きに考える意向を表明した（注3）。

その一方、庁内でも、平成17（2005）年から関係課長によるプロジェクトチームが本市の情報マネジメントのあり方について検討を進めており、平成19（2007）年1月には、市の公文書の保存や活用について初めて「歴史的な価値」という視点から言及し、公文書館整備、市史編さん事業に向けた方針検討を取り組み事項として提言した報告書をまとめている。

上記のような背景のもとで、平成19（2007）年4月1日、本市は昭和32（1957）年度以来半世紀ぶりに市史編さん室を設置した。本稿では、市史編さん事業のスタートにあたって、多摩地域における自治体史（注4）編さんの足跡をたどりながら、最近までの動向やその特色等を探り、新・八王子市史を展望してみる。さらには、先の市史編さん事業が成し得なかった、史料の蓄積に始まる修史事業の継続について、公文書に代表される史料保存を通して触れてみたい。

なお、一般的に調査・研究に必要な基礎データを資料といい、特に歴史研究や編さんに必要なものを史料（歴史資料）と呼ぶが、ここでは市史編さんについて論じるため、「史料」で統一した。

1. 自治体史の始まり 市町村誌の誕生

多摩地域での修史の歴史は、江戸幕府の『新編武蔵国風土記稿』や明治政府の『皇国地誌』まで遡ることも可能ではあるが、地方自治体による本格的な修史事業は明治22（1889）年の市町村制を待たねばならなかった。明治34（1901）年には、わが国最初の自治体史とされる『大阪市史』（注5）の編さんが始まり、翌35年には『東京市史稿』編纂委員会が設置された（注6）。

大正時代になると東京各区で区史や区誌が相次いで刊行され、多摩地域では、大正4（1915）年、大正天皇の即位を記念して刊行された『東京府南多摩郡南村誌』が近代自治体史の始まりであろう。和本36丁（72ページ）のごく簡略な村の概要であるが、自由民権家として知られる細野喜代四郎が独力で編さんしたものである（注7）。

大正15（1926）年10月1日、多摩地域で唯一市制施行していた本市が、市制10周年記念として、その発展の跡と市勢を内外に広く知らしむべく出版物を刊行した。『八王子』と題する四六判266ページの小冊子であるが、当時の助役・西原貫二が中心（編纂係長）となり、市内の小学校教員や市職員が編さん（執筆）に当たった（注8）。編纂委員には八王子史談会の清水庫之祐や、後年に小宮町長となった福島邦家など（いずれも教員）



大正15（1926）年発行の『八王子』表紙には10月1日の市制記念日にちなみ、月と薄のイラストがあしらわれている

の名を見ることができる。当時、郷土史の第一人者であった清水の力は大きく、沿革編は原始・古代から分かりやすく叙述している。これは、本市の通史を記述したものとしては最初の試みである。また、執筆者に教員が多かったためか、教育編に多くを割いているのも特徴である。

『市史』後記で主筆・真上隆俊は、この『八王子』が本市における市史編さんの第1回目であるとしている(注9)。しかしながら、内容は概観・地理・沿革・行政・官公衛・教育・産業・交通運輸・社寺及教会・史蹟名勝・衛生施設・警備・社会事業・各種団体・新聞社・遊興と娯楽(附旅館)にわたり、市の梗概(あらまし)の報告が目的で、沿革(歴史)はその項目の1つに過ぎず、「市史」というより、むしろ内容の広範囲な「市誌」と言える。『八王子』に続き多摩地域では『西多摩村誌』(昭和3年)、『西多摩郡小宮村誌』(昭和10年)、『千歳村史』(昭和11年)、『立川町史概説』(昭和11年)等が刊行された。これらには「史」とあるものもあるが沿革=通史だけではなく、現市勢の報告に重点が置かれたものである。

大正15(1926)年、天皇崩御により武蔵陵墓が造営され、多摩地域はにわかに注目されるようになり、案内書の類が多く刊行された。本市は『横山史蹟』を発行し、本市及び周辺の歴史や史跡を紹介した。著者は清水庫之祐と並ぶ八王子史談会幹事・天野佐一郎である。大正末期から昭和初期にかけては八王子史談会などの「郷土史」活動が最盛期を迎え(注10)、他に武蔵野会・多摩史談会等が結成され、昭和10年代の国家主義体制のうねりに吞まれるまで続き、自治体史の編さんに大きく貢献した(注11)。

昭和8(1933)年、本市は『八王子』(以下、大正15年版と区別するため『昭和版八王子』と仮に称す)を発行した。これは、前年12月に出た『八王子教育』の特集号「八王子郷土資料」を改題したものである。先の『八王子』にはなく、現在の民俗編に相当する「郷土民の生活」を加えることなどに斬新さが見られるが、当時提唱されてきた国を挙げての郷土教育の片鱗もうかがえる。少し遅れて編さんされた『青梅郷土誌』(注12)には「郷土愛の思想を養ふ事は皇国民練成に極めて緊要な事である」(編集後記)とあり、郷土愛が祖国愛に発展し、郷土教育が国家主義教育に変貌していく過程を見ることができる。

これら一連の郷土資料は、昭和6(1931)年、師範学校の教授要目が改正されてから全国で盛んに作られたが、多摩地域では大正13(1924)年、谷保村(現・国立市)で編さんされたものが古く、他には川口村(注13)、浅川町(注14)、元八王子村(注15)、日野町(注16)、小金井村(注17)等のものが確認できる。教師用の郷土教育教材であり、厳密な意味で自治体史と言えるか疑問もあるが、内容は当時の自治体史と共通している。

項目に偏りがなく、初等教育の教師を対象としたため読みやすいという点では、評価できるものである。今回の市史編さんに当たっても、読みやすさ、親しみやすさや小・中学生の教材としても使用できる等の点は考慮すべきと考えられる。ともあれ、郷土教育の教材として編さんされたものを本市が『昭和版八王子』として刊行したことは、当時の自治体史の流れが郷土教育と共にあったことの表れと言えよう。

2. 昭和20年以降の自治体史 通史編の時代

昭和20(1945)年の敗戦と共に国家主義教育は破綻し、民主化教育の一環として戦後の郷土教育が始まった。同時に地域を見直し復興させようという意図のもと、多摩地域でも早々に自治体史の編さんが始まった。物資の無い混乱期、北多摩での『昭和町誌』(昭和24年)や『拝島村誌』(昭和26年)、『調布町沿革誌』(昭和26年)等の刊行から戦後の自治体史は始まる。これらは100ページ程度の小冊子で内容は「市勢要覧」に近く、自治体史としては十分とは言えなかった。

昭和28(1953)年に武蔵野市刊行の『武蔵野市』上・中・下巻はそんな新時代の自治体史模索の中で生まれた。成蹊大学経済学部で執筆を依頼、総合社会調査報告書としてこの頃の要覧的な自治体史から一歩踏み込んだ内容である。下巻には史料集も添え、学術的にも十分耐えうるものとなった。通史として先に『武蔵野史』(昭和23年)もあり、昭和40年代以降の「誌」から「史」

の時代への先駆けとなるものであった。

昭和 30 年代になると、『日野町誌』（昭和 30 年）を始めとして各市町村で自治体史が刊行されたが、高度経済成長と共に歩んだこの頃の自治体史は、ページ数も増え、随所に写真版を取り入れ、紙質も昭和 20 年代のものとは比べ格段に向上した。しかし、主流は「史」でなく「誌」であり、項目でも研究の深さについても、戦前の『八王子』や『西多摩村誌』を越えるものではなかった。

その中で『小平町誌』（昭和 34 年）は特筆に値するものであった。小平は江戸時代に開拓されたため、中世以前の歴史にはほとんど触れられず、通史という範疇からは外れるが、開拓後の歴史研究は詳細で、農民の生活を克明に記録している。農具の解説等、民俗編は充実しており、農村風景や民間信仰の石仏等の写真を豊富に掲載し、市民の視点から地域を描いた 1,380 ページの大冊であり現在でも高く評価できる。

また、昭和 30 年代最後に刊行された『大和町史』は、早稲田大学教授の水野祐（古代史）と明治大学教授の伊藤好一（近世史）が主筆となり、原始から近現代に至る本格的な通史を描く自治体史の幕開けとなった。

本市も市制 40 周年を迎えた昭和 32 年（1957）年、市史編さんに着手した。編さんにあつた真上隆俊によれば、3 度目の市史編さん事業という。2 度目は戦前の昭和 11（1936）年、市制 20 周年記念として市史編さん事業が企画されたが、未刊に終わった。残された謄写版刷りの稿本を見ると「八王子市史」とあるように、通史中心に考えられていたようである。幻の市史になってしまったが、現在では失われてしまった史料も掲載され貴重である。

昭和 38（1963）年刊行の『市史』上巻は、総説編と行政編で構成されている。総説編は自然史編に相当するものである。当時の自治体史にも地質や気候等の項目を持つものはあつたが、動植物にまで及ぶものはなかった。高尾山や陣馬山を擁する八王子として『市史』上巻がそれらに触れたことは必然的であつたかもしれない。

行政編は、昭和 30 年代までの自治体史の主流ともいべき「市誌」的内容であつた。しかし、そこには行政編を下巻・沿革編の 5 章・近代の後につなげたかつたという編者の意図がうかがえる（注 18）。すなわち従来の自治体史のように行政・財政・産業・教育等の項目に分けた行政編として独立させず、通史的に沿革編に組み込みたかつたのではないだろうか。ここに、市勢の現況を内外に紹介することに重きを置く「誌」から通史に重きを置く「史」への脱皮が読み取れる。

下巻・沿革編に至っては、「市誌」的な色彩を残す上巻とは一線を画し、新進気鋭の大学教授（注 19）らが執筆にあたり、読み応えのある論文調の通史である。それまでの多摩地域の自治体史とは桁違いの 1,342 ページ余を沿革編に割り、正に「市史」である。沿革編に続く宗教・民俗編は、庶民の生活に重点を置く民俗部門の記述が手薄であることが惜まれる。

下巻の翌年に刊行された附編は、市史編さんで収集された史料の一部と町村合併の経緯・災異年表等、上・下巻で収録できなかったものをまとめている。本来、史料は資料集とか資料編として別に刊行されるべきものであり、本市の場合、それが刊行されず、収集した史料も十分活用されていないなどの問題を残した。

しかしながら、『市史』が通史中心の自治体史として一定のモデルとなったことは間違いなく、昭和 40 年代は、青梅・府中・武蔵野・立川・町田等の比較的規模の大きい市で相次いで市史の刊行をみた。『大和町史』に続き『立川市史』（昭和 44 年）を執筆した水野は通史であることに徹し、民俗編を 1 章設けた以外は「市誌的内容」を省いたとあとがきで述べている。自治体史は通史プラス民俗、という形ができたのもこの時代であつた。通史中心と相関関係があるのか、執筆も大学関係者に依頼する傾向が顕著になっていった。

3．平成の自治体史 資料編の時代

昭和の終わりから平成にかけて、多摩地域のほとんどの市町村は、自治体史の刊行を終えた。また、稲城市（平成 3 年）、福生市（平成 5 年）、小平市（平成 6 年）、青梅市（平成 7 年）、多摩

市（平成7年）、東大和市（平成7年）、東村山市（平成7年）、武蔵村山市（平成11年）のように、昭和30年代から40年代にかけて自治体史を刊行済の市町村も、新たに編さん室を組織して全面的に改訂したものを刊行した。その中には「誌」から「史」への転換を図ったものも見受けられる。

従来、自治体史は分厚く、大学関係者の執筆によるものが多く、専門的で一般には親しみにくいというイメージがあった。体裁は豪華で首長が揮毫し、立派な箱入りのハードカバーで、どちらかと言えば、書棚に飾っておきたいものであった。

しかし、平成時代の自治体史は、より市民に利用されるよう編さんにも工夫が凝らされ、テーマ別にしたり、横書きにしたり、版を大きくするものもあった。内容も論文調は敬遠され、小・中学生でも理解できるようなダイジェスト版を刊行したり、漫画版を刊行したりする市も現れたのもこの時代の特徴と言える。

例えば『東大和市史』は、10冊の資料編と1冊の本編で構成されるが、資料編はテーマ編とも目され、従来の古文書集という資料編のイメージを払拭し、写真と分かり易い解説で読み物風に綴られている。最後に刊行された本編は、市民の暮らしや街の話題を積極的に選択する姿勢が見られる。装丁は、資料・本編ともに重厚な自治体史のイメージからかけ離れたB5判（週刊誌サイズ）のソフトカバーで、写真集と言ってもよいほど図版も豊富である。市民が手に取りやすく、生活でも仕事でも学校でもすぐ役に立つものになりたいという意欲を強く感じさせる。

この頃から多摩地域の自治体史では、資料編（本稿では通史編と同様の上装・箱入りの装丁によるものを「資料編」とし、簡易な装丁の「資料集」と区別している）が充実してくる。もっとも武蔵野市のように早くから資料編を刊行し今日まで続けている市もあれば、小平市や小金井市・青梅市のように通史編は完結し、資料集だけを引き続き刊行している市もあった。

資料編に力を入れるという傾向は全国的なものであり、本市のような中核市規模の市はもちろん、人口規模の小さな自治体でも、数冊にわたる立派な資料編を先ず刊行してから、その後に通史編が刊行されるという流れになっている。昭和の終わりから平成にかけての『保谷市史』、『田無市史』、『多摩市史』、『東村山市史』、『武蔵村山市史』などがその例である。後で述べるように市史編さんの目的の一つは史料の保存と公開であるという考えに沿えば、このような形で資料編が刊行されるのは史料にとっても利用者にとっても非常に好都合である。

思えば、100年前に『大阪市史』や『東京市史稿』が目指していた修史事業が、ようやく多摩地域でも開花し始めたといえよう。『大阪市史』はわが国で初めて史料編が別冊にまとめられたことで評価が高く、収録できなかった史料は筆写されて大阪市により大切に保存されてきた。それらは『大阪編年史』（全27巻）として67年後に刊行されており、なおかつ大阪市史編纂所は現在も史料を収集している。

『東京市史稿』は明治44（1911）年、第1巻が刊行されてから今日まで11編172巻の刊行を続け、編さん事業は昭和43（1968）年以降は東京都公文書館に引き継がれている。修史事業とは史料の集積とその継続である、という姿勢は揺るぎないものとして貫かれている。

4. 自治体史編さんの課題 まず史料保存、そして活用へ

国や自治体は、国民（住民）の要請に応じて、歴史（もちろん歴史以外の分野でも）を紐解く材料、すなわち史料を提供しなければならない。国は昭和62（1987）年に「公文書館法」を制定し、史料としての公文書の保存・整理・活用は国と自治体の責務とした。同法では公文書等という表現をしており、行政機関が作成した公文書だけではなく、民間の文書もその地域の史料として同様に扱うと述べている（注20）。

史料は、至る所に存在するといっても過言ではない。地域・大学・企業・組合等々には必ず歴史があり記録もあるだろう。最近では、映像やデジタル情報あるいは口述記録も含めアーカイブズ（記録資料と訳す場合もある）という用語が定着しつつある。最近、アーカイブズがしばしば

話題に上る理由としては、自分の地域を知りたい、自分のルーツを探求したい、あるいは地域の歴史を掘り起こしてみたいという市民が多くなってきたことも事実ではあるが、そればかりではない。分権改革により、本当の意味での住民自治の充実が求められるからでもある。

市民は自らの地域を知り、誇りを持ち、地域の課題解決や将来像を描いていくためのツールとして自治体史を活用し、さらに市史編さん事業そのものが市民主体で推進される時期にさしかかっているのではないだろうか。行政主導で編さんが進められた今までの自治体史には、時代ごとにある一定の歴史観が流れており、特に通史編にはそれが色濃く反映されていた。そのこと自体はその時代の執筆態度として一般的であり、決して否定されるべきものではない。しかし、市民一人一人が違った視点を持ち、なおかつ、それぞれの歴史観で何通りもの地域史（自治体史ばかりではなく）が生まれることも歓迎したい。昭和の始めに武蔵陵墓地周辺の史跡案内がきっかけとなり様々な書物が刊行されるなど、市民活動の歴史があったことは既に見てきた。そういった文化運動の起爆剤に市史編さん事業がなれたらと思う。

自治体が編さんする自治体史としては最小限の概説や手引きにとどめ、市民自らが考える余地を残したい。むしろ、自治体は史料の収集と保存・活用を進め、市民もなるべく生の史料に当たる機会を保障されるべきであろう。

自治体側としても平成12(2000)年の地方分権一括法以降は、自治事務について地域独自の政策立案や判断が要求されるようになった。問題解決の鍵として地域の成り立ちやアイデンティティが求められ、史料という過去からの情報の蓄積がモノを言う時代になってきたのである。

史料は自治体史だけのものではなく、市民と行政が活用できる知的財産であることを忘れてはならない。利便性から言えば、史料は資料編として刊行されるか、インターネットで検索できるのが現在では最良の手法であろうが、財政面などから全ての史料をデジタル化の対象とする訳にもいかない。史料は常に整理して活用できる状態にしておきながら、その過程の中で定期的に自治体史が刊行されるのが一つのあり方と考える。

自治体史の刊行が一区切りついた後、次世代を見据え絶えることなく史料を収集し保存管理し、活用に備えていくのが「広義の市史編さん事業」であり、本来の「修史事業」である。前回の『市史』編さん事業の反省点に立ち、市史という書物の刊行だけという「狭義の市史編さん事業」のみで事足りりとしてしまう事態だけは避けなければならない。

史料保存と自治体史に長く取り組んできた高野修は、「地域史編纂にとって最も重要なことは、地域史を編纂する、つまり刊行物(県・市・町・村史)を出版することだ、と研究者も行政側の者もそのように思っているということのようであるが、私はそれは二次的なことだと思っている者の一人である。むしろ重要なことは、地域に散在している史料の保存をどのように行うのかが重要なことだ」と指摘している(注21)。

今後は本市でも、市史の編さんを進めながら、史料の保存と有効活用を図っていきたいが、ここで本市における最大の史料所蔵団体であろう市役所の公文書の保管状況に触れてみたい。

平成19年(2007)市史編さん室では市内において歴史的な価値を有する公文書(ここでは昭和40年代以前に作成されたものを仮に『文書』とする)の所在調査を行った。全所管のうちの4分の1所管から、何かしらの『文書』(図面や写真を含む)が存在するという回答を得た。また、文書業務を所管する総務部総務課のデータでは、各課保管の永年保存文書も相当の数量に上ることが分かった。

一方、『市史』や『八王子市議会史』編さん時には存在していた『文書』で既に失われているものがあることも判明した。その原因としては、昭和60年代に導入されたファイリングシステム、本庁舎や事務所の建替え、最近の個人情報保護の問題(注22)などが考えられる。特に明治以来、本市と合併するまで地域行政の中心だった旧町村役場の文書が、それを引き継いだ市民部事務所により良好に保存されている場合と綺麗に廃棄されている極めて対照的な場面にも出くわした。

さらに、八王子を除く多摩地域25市4町村に対して電話による文書保存状況等の聞き取り調査を行った。自治体史を刊行後、集積された史料は、公開・非公開にしる現物がマイクロフィルム

等で保管されている市町村が多かった。これらを資料集として刊行している市町村もあることは先に述べた。また、保存期間が経過し廃棄されるべき文書のリストが市史編さん担当・文化財担当等に通知され、歴史資料として保存するシステムが確立されているのは9市（注23）、職員の個人的なネットワークなどで情報が得られるのは4市1町ということである。本市など残りの16市町村は、歴史資料となる前に所管の判断で廃棄処分される状況にある。

全国的な統計資料としては、今年秋開館予定の栃木県芳賀町情報館（仮称）の富田健司の調査（注24）によると、文書例規が公開されている市区町村のうち36パーセントの市区町村で歴史的な文書保存条項が規定されている。

このように多摩地域の史料保存は全国レベルからみると決して高いレベルにあるとは言えないものの、小平市や本市が市史編さん室を設置したことや府中市など4市（注25）が文書館の設置に向けて動き始めたことは、一つの新しい展開である。

おわりに

本市は多摩地域で最初に市制を施行し、大正時代の『八王子』に始まり昭和40年代の『市史』に至るまで、自治体史刊行という場面で常にリードしてきた。また、昭和42（1967）年に、後年には登録博物館となる郷土資料館を開館させ、史料集積と相まって修史事業も継続するかに見えたが、『市史』の編さんと連続する事業としての位置付けは残念ながらされなかった。その後の人口急増に遭遇した本市は、義務教育施設や都市基盤整備に追われ、史料の収集・保存から編さん等に至る一連の修史事業に遅れをとってしまった。公文書ばかりでなく地域に残る民間史料の所在確認調査もまだ完全ではない。

しかしながら、再開した市史編さん事業は、史料収集と保存を軌道に載せることから始めなければならぬ。まずは公文書の収集保管から着手し、順次対象範囲を広めなければ、永久に時期を逸することになってしまう。来るべき市制100周年が史料活用元年となることを目標としたい。

国も「文書管理法」の制定に本腰を入れ始めた（注26）。各省庁が保有する公文書を国立公文書館へスムーズに移譲し、これまで理念だけが先行していた「公文書館法」に実効性を与えようというものである。

散在する史料を一元管理する何らかの機構・施設が必要であるということ言うまでもない。本稿では、文書などの文献資料を主に論じてきたが、史料はそればかりでなく、石器や土器などの考古資料から庶民が毎日の生きた証として残した民俗資料等々、広い範囲に及び収集・保存・管理され、有効な市民活用が必要であることは同様である。ゆくゆくは、文書館・図書館・博物館が、それぞれの持ち味を生かしながらその機能を発揮していくことが理想だろう。また、地域情報センターとして既存の組織を超えた発想も考えられる。これから100周年までの9年間にさまざまな議論がなされ一つの形がつけられていくことを希望する。市史編さんがこのような流れをつくり出して行く原動力にならなければと考える。

注

- 1) 沼謙吉「新八王子市史の刊行を」『はちがくレビュウ』第9号（平成18年12月31日）所収。他にここ1年の「ふれあいトーク」や広報はちおうじ「みんなの声」などで八王子の歴史を掘り起こしたいという市民要望が多く見受けられた。
- 2) 平成18年第2回定例会2日目の6月9日、山田玲子議員の質問による。
- 3) 「（前略）本市の知的財産であります貴重な公文書の保存、活用の重要性も認識をしております。新たな市史編さんとあわせて、公文書館についても前向きに考えたいと思います」八王子市議会会議録より。
- 4) 西垣晴次は「自治体史編纂の現状と問題点」（『岩波講座日本通史別刊2』所収33ページ）で県史・市史・町史・村史全体を含む名称として「自治体史」が、1980年代半ばあたりから誰言うともなく使われ始めたという。また「史」であるか「誌」であるか明確な定義付けもなされていないので、ここでは「史」「誌」を含め「自治

体史」という言葉を使用する。

- 5) 西垣晴次前掲書 45 ページ
- 6) 東京都『東京都の修史事業』(都史紀要 27・昭和 55 年) 29 ページ
- 7) 『南村誌』は「条約改正反対」や「国会開設」にも触れ、民権家・細野を知る史料としても注目されている。
- 8) 西原助役のほか 19 名の編さん委員の名が挙げられているが、山口邦教『八王子教育史』(昭和 29 年刊)によれば、そのうち 9 名が市立小学校長となっている。
- 9) 真上隆俊「八王子市史編さん事業は、これまでに 2 回実施された。すなわち、第 1 回は 大正 15 年に市制 10 周年記念事業として(以下略)、『市史』下巻・1,766 ページ
- 10) 佐藤広「地域の暮らしを振り返る 八王子における民俗研究のあゆみ」(『自治研八王子 11 号』所収)・保坂一房「多摩陵の地を紹介した研究者たち」(『図説・八王子・日野の歴史』所収)
- 11) 未刊となった「八王子市史稿」編さんでは、天野佐一郎・清水庫之祐・島村龍造(商工会議所副会頭)らは顧問、のち『八王子物語』を執筆する佐藤孝太郎は市囑託として史料の収集に従事した。いずれも八王子史談会に属す。
- 12) 青梅小学校郷土誌編集部が『青梅郷土誌』(昭和 16 年)として刊行したものを青梅市郷土博物館が復刻。
- 13) 八王子市立川口中学校 P T A 青少年対策地区委員会が『郷土・川口の歴史』の中で復刻。『郷土教育資料』(昭和 7 年)という表題が付いている。
- 14) 八王子市郷土資料館が『昭和のはじめの浅川町』として復刻。『郷土調査書』(昭和 7 年頃)という表題が付いている。
- 15) 昭和初期、元八王子村尋常高等小学校で『元八王子村郷土誌』として編さんされたものを、昭和 63 年に安田富市が復刻した。
- 16) 『日野町郷土記』(昭和 8 年)という表題が付いている。
- 17) 『小金井村郷土誌』(昭和 9 年)という表題の付いたものを小金井市誌編纂資料第 17 編として復刻。
- 18) 真上隆俊「順序は逆であるが、比較的資料の収集し易い行政史を中心とする現代編を、とりあえず上巻として刊行する」『市史』下巻・1,767 ページ
- 19) 一橋大学教授・佐々木潤之介(近世史・故人)、神奈川大学教授・山口徹(近世史)、法政大学教授・村上直(近世史)、一橋大学教授・中村政則(近現代史)、明治大学教授・渡辺隆喜(近現代史)、城西大学講師・青山秀彦(近現代史・故人)らが執筆にあたった。
- 20) 公文書館法が制定された昭和 62 年 3 月 28 日の参議院予算委員会での政府委員の答弁によれば、公文書館法第 2 条の公文書等とは「国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く)をいう」となっており「その他の記録」の中には私文書・古文書等も含まれているとしている。
- 21) 高野修『地域文書館論』125 ページ
- 22) 「八王子市個人情報保護条例」(平成 16 年 9 月 28 日条例第 33 号) 第 10 条の 3 には「保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有するものについては、この限りでない」とあり、歴史的文書が個人情報として廃棄されることを未然に防ぐことをうたっている。
- 23) 廃棄される文書を歴史資料として保存すべく文書管理規程が定められているのは、武蔵野・町田・国立・府中・調布・東久留米・国分寺・多摩・日野の 9 市である(平成 19 年 12 月 1 日現在)。
- 24) ホームページで公開されている文書管理規程による。1,261 団体のうち 457 団体の例規に保存条項がある(平成 19 年 11 月 18 日、地方史研究協議会シンポジウム「歴史資料保存利用運動のなかの公文書館法」での発表)。
- 25) 府中市は、文化財課に文書館準備担当、調布市は庶務課に歴史資料係、武蔵野市は企画調整課に歴史資料館開設準備担当を、東村山市はふるさと歴史館に歴史資料係を設置し、それぞれ文書館設置を目指している。
- 26) 平成 20 年 1 月 6 日・読売新聞朝刊 2 面や 1 月 19 日の福田首相の施政方針演説など。

(すぎた ひろし)